

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

当行は、これまで経営強化計画「プランフェニックスⅥ（計画期間：令和3年4月～令和6年3月）」に基づき、お客さまが資金繰りを気にせず事業に専念できる環境作りを行う「真の資金繰り支援」及び、「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」を実践してまいりました。令和6年4月から新たな中期経営計画「TOWAFuturePlanⅠ」に基づき、「TOWAお客様応援活動」を更に強化し、地域のお客さまの持続的な発展と、当行の企業価値向上を目指し取り組んでおります。

2. 中小企業の経営支援に関する取組状況

地域密着型金融の推進によるお客さま支援の実践により、お客さまに対する本業支援を全行的・継続的な取組みとして営業活動の中心に据え、積極的に展開しております。

Ⅰ 真の資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の5類移行や物価の高騰など、企業を取り巻く環境が大きく変化し、事業者の置かれている状況は様々です。こうした背景を捉え、事業者を状況に合わせてセグメントし、集中的な経営改善支援、資金繰り支援、課題解決支援に取り組むことで「お客さまが資金繰りを気にせず、事業に専念できる環境作り」を目指す「真の資金繰り支援」を積極的に推進しております。

Ⅱ TOWAお客様応援活動

当行は、お客さまの販路拡大を目指すビジネスマッチングやデジタライゼーション・DX支援、各種補助金申請支援、地元大学との共同研究開発支援、海外進出支援などのご提案活動を通じて、お客さまの「売上増加」「経営課題の解決」に繋がる本業支援と経営改善・事業再生支援、資産形成支援に全力で取り組み、お客さまの企業価値向上と地域経済の活性化を図ることで、当行の収益力の強化に繋げております。

● 地元大学との共同研究開発支援

当行は、高い技術力を持つ企業の更なる技術開発・商品開発を支援するため、群馬大学・前橋工科大学との共同研究開発支援に取り組んでおります。

令和5年度の実績では、23社に共同研究を提案しております。



群馬大学と浅間高原麦酒共同開発の「こんにゃくビール」

● TOWAリテールセンター設置

営業店渉外業務の分業化による業務効率化と業務の専門性を高め、お客さまに対する提案力向上を目的として、専門的にお客さまの資産形成支援に限定した業務を行う「TOWAリテールセンター」を設置しました。

令和5年7月に群馬県伊勢崎市、埼玉県東松山市にオフィスを開設し、令和6年度中に全8カ所の設置を予定しております。



TOWAリテールセンターぐんま前橋オフィス

Ⅲ 経営支援の取組実績

（単位：先）

	令和5/9期		令和6/3期	
	実績	計画	実績	
創業・新事業開拓支援	22	30	19	
経営相談	3,283	6,200	6,230	
早期事業再生支援	33	30	22	
事業承継支援	121	100	68	
担保・保証に過度に依存しない融資促進	2,389	1,900	3,070	
合計（経営改善支援等取組数）	5,848	8,260	9,409	
取引先 ※1	15,249	16,700	15,020	
経営改善支援等取組率（％） ※2 （経営改善支援等取組数／取引先）	38.35	49.46	62.63	

※ 計画及び実績は半期毎としております。

※1. 「取引先」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権または動産・不動産の流動化スキームに係るSPC及び当行関連会社を含んでおります。

※2. 経営改善の取組計画は6ヶ月毎の実績とし、累積ではない取組率です。

Ⅲ 経営改善・事業再生支援実績（令和6年3月期）

外部機関との連携により経営改善計画の策定を支援した件数	65件
経営相談会による専門家からの経営改善に係る相談支援件数	9件
合 計	74件

Ⅲ 抜本的な事業再生支援（DDS、債権放棄等）（令和6年3月期）

実施件数（通期）	実施金額（通期）
20件	1,367百万円

Ⅳ「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

① 新規に占める経営者保証に依存しない融資の割合（単位：件）

取組手法	令和5/上期	令和5/下期
経営者保証に依存しない融資件数	1,967	2,617
新規融資件数	3,564	4,431
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	55.19%	59.06%

② 事業承継時における保証徴求割合（4類型）

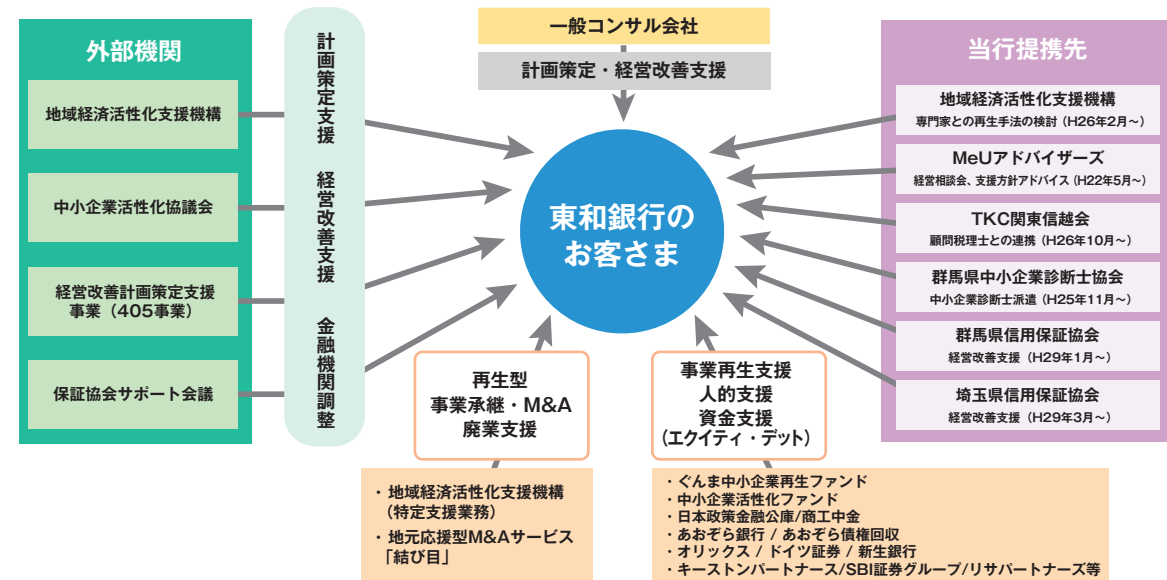
	令和5/上期	令和5/下期
新旧両経営者から保証徴求	0.0%	0.0%
旧経営者のみから保証徴求	0.0%	0.0%
新経営者のみから保証徴求	89.7%	100.0%
経営者からの保証徴求なし	10.3%	0.0%

3. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当行では、審査管理部企業支援室の専担者を支店に常駐させ、経営状況の厳しいお客さまの経営改善に向けて、外部機関と連携した経営改善計画の策定支援に取り組んできたほか、バンクミーティングの主導による各金融機関が協調した対応や、債権放棄・DDS等の抜本的な再生手法の活用による事業再生支援に取り組んでおります。

資金繰りが悪化し借入金の返済負担が重いお客さまに対しては、元金返済の棚上げなど借入金の条件変更に柔軟に対応しており、また、他行との金融調整が必要なお客さまに対しては、中小企業活性化協議会等の外部機関の積極的な活用を助言しております。

Ⅰ 当行の外部機関と連携した経営改善支援体制



4. 地域の活性化に関する取組状況

Ⅰ SDGs/ESGへの取組み

当行は、TOWAお客様応援活動の実践により、お客さまの事業拡大や地域における雇用創出などお客さまの企業価値の向上に取り組むことで、当行の収益力の向上を図る、「共通価値の創造」をビジネスモデルとしており、これは地域経済・社会の持続的な発展を図るという観点からSDGsそのものであると考えております。

当行のSDGsに対する考え方や積極的に取り組むセグメントについては、平成31年4月に「東和SDGs宣言」を制定しており、この宣言に基づきSDGsの達成に向けた諸施策を実施しております。

「東和銀行SDGs宣言」「東和銀行が積極的に取り組むセグメント」については、下記URL及びHPをご参照ください。

URL：<https://www.towabank.co.jp/whatstowa/sdgs.html>



● ポジティブ・インパクト・ファイナンス実施体制

令和6年4月より、お客さまのビジネスとSDGs達成の両立に向けた伴走支援を、更に加速させることを目的に「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取扱いを開始しました。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した、ポジティブ・インパクト金融原則に基づき、お客さまの企業活動が環境・社会・経済に与える影響を分析し、特定されたポジティブな影響とネガティブな影響の創出と低減に向けた目標（KPI）の設定とモニタリングの実施により、継続的にお客さまの目標達成に向けた取組みを支援していく融資手法です。

